

1. 要旨

本論文の基本的な問題意識は、中国人商人の行動原理について考察することである。本論文では、中国人商人の行動原理が制度化したものと見て買弁制度を取り上げた。そして、買弁制度に対するイギリス企業と日本企業の対応の差異について検討することで、買弁制度の本質を明らかにした。

ここでは、まず第1に、本論文の内容を要約する。第2に、ここまで論じてきた内容を踏まえて、先行研究に対する本論文の貢献を主張する。

2. 本論文の要約

本論文は5章から構成されていた。以下、順を追って要約をしたい。

第1章では、本論文の問題設定を行なった。本論文は買弁制度に対するイギリス企業と日本企業の対応の差異を検討することを通じて、買弁制度の本質を明らかにしようとした。第1節では、研究史の整理を通じて、買弁制度についての解明という問題が学術的に意義のある研究領域であることを示した。第2節では、先行研究から得られた知見を基に、買弁制度の確立と廃止についての仮説を提示した。すなわち、買弁制度を利用するデメリットの解消法として、①制度の共通化、②規制の強化、③他の制度による代替をあげた。第3節では、その仮説を検証するために用いる史料について説明を加えた。その上で第4節では、本論文全体の構成を示した。

第2章では、近代中国のイギリス企業について議論した。第1節では1866年恐慌までの状況を説明した。1842年の5港開港により、香港を中心として貿易の発展をもたらしたものの、その後の貿易の発展はイギリスを中心とする外国企業を必ずしも満足させるものではなかった。1858年の天津条約と1860年の北京条約によって、英仏米露は10港の追加開港を成し遂げ、それにともない貿易の中心地は南部の香港から中部の上海へと徐々に移っていった。この時期の買弁制度については、第2節以降で見るように黎明期にあった。1842年までの行商制度を基に買弁制度が成立したものの、それはまだ不安定なものであった。それが露見したのは1866年恐慌であり、第2節では1866年恐慌時について扱った。この期間に、イギリス企業を中心とする外国企業は、イギリス領事を中心とする外交力を生かして中国に対し西洋式制度の導入を求め、それによって買弁の背信行為の抑制を目指した。しかし、その試みは香港上海銀行によるチョップ・ローンの導入しか成功せず、買弁の背信行為の抑制には十分ではなかった。第3節では、1873年恐慌時と1883年恐慌時を対象に、イギリス企業が買弁の背信行為をどのように抑制しようとしたかを説明した。イギリス企業は、買弁の背信行為をめぐる裁判を通じて中国における商取引制度の理解を深めた。そして、制度の共通化ではなく、規制の強化によって買弁の背信行為を抑制し、買弁制度を維持したのである。

第3章では、近代中国の日本企業について議論した。その議論の中心になるのが三井物産である。第1節では買弁廃止の先駆的事例として知られる三井物産について、先行研究でどのように扱われてきたかを論じた。三井物産による買弁廃止に注目した研究は中国専門社員の育成制度に注目していたけれども、実際にはその制度の確立は買弁廃止後であった。三井物産の採用に注目した研究は、学卒者が支店長に就いた時期について明らかにしていたけれども、取引実務に携わる中堅社員の育成にはあまり焦点が当てられていなかった。第2節では同社の人材育成に注目し、同社の職員名簿を通じて中国語や中国の商習慣に通じた社員が育成される過程を明らかにした。第3節では、同社の買弁廃止の決定に大きな役割を果たしたとされる益田孝と山本条太郎を中心に、同社の買弁廃止の過程を詳述した。第4節では三井物産以外の日本商社や横浜正金銀行など日本企業の対応と、ドイツ企業の対応についても触れた。三井物産の買弁廃止は、社内での人材育成が基盤となった。しかし、それだけでは買弁の信用機能を代替するには完全ではなかった。それに加えて同社は、豊富な資金調達能力を生かした現金取引によって補うことで、買弁を廃止することができたと言える。

第4章では、イギリス企業と日本企業がこのような異なる対応をした理由についても検討した。さらに中国人商人の行動についての検討も加え、なぜ買弁制度という制度が生まれたかについての理解を進めた。第1節ではまず、インドにおいてイギリス企業が採用した代理人制度や経営代理制度について検討した。さらに、「ジェントルマン資本主義論」についても検討することで、イギリス企業に対するシティを中核とする金融・サービス部門の強い影響が明らかになった。取引や経営を委託することで、利鞘の分だけ確実に収益を上げることがイギリス企業の行動原理となっていた。第2節ではまず、開港後の日本における外国企業が採用した、中国人買弁と日本人番頭について検討した。さらに、日本企業と日本政府の支援策との関係についても検討した。外国企業による貿易はアメリカとの取引の発展によって中国人買弁から日本人番頭への転換が生じ、さらに、横浜正金銀行の整備など政府の支援もあって日本企業による直貿易へと発達した。第3節では、官督商弁企業の問題と中国人商人による外国企業の特権の不正利用の問題について検討した。内地諸税や厘金の免除と、私的財産権の保護という特権を中国人商人が求めたことが明らかとなった。

買弁制度は、不平等条約により外国企業に与えられた特権を利用しようとした中国人商人の利害と、中国人商人にリスクを転化しようとするイギリス企業の利害が一致する点において誕生した制度であった。一方で、豊富な資本と政府の支援によりリスクが限定された日本企業は、買弁の背信行為を抑止するために、取引を社内の人材育成を通じて養成された従業員に代替させたのである。

3. 本論文の貢献

本論文の貢献として、3点を挙げるができる。第1点は、イギリス企業による買弁の背信行為の抑制へ

の対応について、裁判記録を通じて明らかにしたことである。第2点は、日本企業、特に三井物産による買弁を代替するための人材育成という対応について、職員名簿などの企業の史料を用いて明らかにしたことである。第3点は、このような日英企業の買弁への対応の違いと中国人商人の行動についての検討から、買弁の本質についての理解を進めたことである。そこで、以下ではこれらの3点についてまとめてみたい。

第1点のイギリス企業による買弁に対する対応については、先行研究においても個々の事例についてはすでにに取り上げられていた。しかし、本論文では買弁の背信行為の抑止という観点から改めて問い直したことで、買弁の背信行為の抑制についてのイギリス企業が取った一連の行動が明確になった。イギリス企業は1866年恐慌に際して、西洋式制度の導入によって買弁の背信行為を防ごうとした。しかし、この試みは香港上海銀行によるチョップ・ローンの導入しか達せられず、背信行為を防ぐまでには至らなかった。そのため、1873年恐慌や1883年恐慌の際にも、買弁の背信行為をイギリス企業は経験することになった。これらの教訓を生かして、イギリス企業は買弁の発生させた損失に対する保証機能を強化した。「督促責任」を意味する「理渉」ではなく、「賠償責任」を意味する「代賠」または「賠償」という表現を、買弁の保証人契約を結ぶ際に保証人に盛り込ませたのである。これにより買弁の背信行為を抑制し、もしもの場合の損害を最小限にすることに成功した。

第2点の日本企業の買弁に対する対応については、三井物産による買弁廃止自体は先行研究でも触れられていたけれども、買弁廃止の過程について詳細に立ち入ることはあまりなかった。先行研究において三井物産による買弁廃止の要因として挙げられていた、清国商業見習生制度や支那修業生制度の確立以前から三井物産内部、特に上海支店において人材の内部育成が進んでいた。こうして育成された人材は、先行研究が注目した学卒者に限らず、中学校中退といった経歴の者も含まれていた。こうして内部育成された人材の代表である山本条太郎により、荘票(手形)取引から現金取引への切り替えが進められた。荘票取引に依存しないことは、荘票の信用状況を判断する買弁に依存しないことをも意味した。このように育成された数多くの人材を基盤として、三井物産の益田孝は買弁廃止を決定した。この買弁廃止の実現には、人材だけでなく、三井銀行や三井家同族会による資金提供や横浜正金銀行による融資も重要であった。

これらを踏まえると第3点が浮かび上がる。①恣意的な徴税と②私的財産権の保護の不在が、中国社会のある種の特徴であると指摘されている。このような問題から逃れるため、中国人商人は買弁として外国企業の被雇用者となり、外国企業が享受する特権を得るという手段が取られた。しかし、それだけであれば必ずしも買弁という形態を取る必要はなかった。なぜならば、中国人商人は外国企業の名義借りやイギリス籍企業を名乗ることで、このような特権を得ることができたからである。

買弁という従業員と独立商の中間的な形態を取った理由には、イギリス企業が代理人を求めたという側面も存在するのである。イギリス企業はインドにおいても、代理人制度や経営代理制度を採用した。つまり、中国においてもインドにおいても、イギリス企業は現地の商人に代理人的な役割を持つことを求め、これらの商人と契約によって結ばれることを求めた。こうした行動はオランダ企業にはある程度共通した傾向が見られたけれども、ドイツ企業やアメリカ企業は同じ欧米企業でも必ずしも共通した傾向を持たなかった。これには、イギリス企業の背後に存在するシティを中核とする金融・サービス部門の影響が考えられる。

つまり、買弁制度とはイギリス企業と中国人商人の求めるものが一致した点において生成した制度である。これに対して、日本企業はイギリス企業とは別のものを求めた。その結果、日本企業と中国人商人の間には、買弁制度を維持する必要がなかった。そのため、三井物産をはじめとする日本企業は、買弁制度の背信行為を避けるために、買弁制度自体を廃止することになったのである。